

令和 8 年度（令和 7 年度分）
定期監査結果報告書
（事務監査）



令和 8 年 8 月 25 日

篠栗町監査委員

目 次

監査の概要	1
監査の結果	2
第1 勧告	2
第2 指導	4
第3 意見	8
〔共通事項〕	8
〔対面での監査〕	10
1. 総 務 課	10
2. 財 政 課	12
3. 財 産 活 用 課	13
4. ま ち づ く り 課	13
5. 税 務 課	13
6. 収 納 課	14
7. 住 民 課	14
8. 産 業 観 光 課	15
9. 都 市 整 備 課	17
10. 上 下 水 道 課	17
11. 社 会 教 育 課	18
12. 議 会 事 務 局	18
13. 監 査 委 員 事 務 局	18
14. 幼 稚 園	18
15. 中 学 校	19
〔書面での監査〕	19
1. 健 康 課	19

監査の概要

1 監査等の目的

篠栗町監査基準の規定により、事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか検証し、監査することを目的とする。

2 監査等の種類

定期事務監査（財務監査、行政監査）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく監査

3 監査等の対象

（1）令和7年度及び監査実施日までに執行した事務事業

（2）監査対象の課

【対面での監査】 総務課 財政課 財産活用課 まちづくり課 税務課 収納課 住民課 産業観光課 都市整備課 上下水道課 社会教育課 議会事務局 監査委員事務局 幼稚園 篠栗中学校 篠栗北中学校の16部署

【書面での監査】 福祉課 こども育成課 学校教育課〔篠栗小学校（萩尾分校）・勢門小学校・北勢門小学校〕 会計課 健康課（一部ヒアリング）の8部署

4 監査等の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること）効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）かつ効果的（所期の目的を達成していること、又は、効果を挙げていること）に行われているか。

5 監査等の実施内容

各課の監査資料等の精査及び事業内容等についてヒアリングを実施

6 監査等の実施時期

令和8年6月26日 ～ 8月18日

7 監査等の結果

2ページ以降掲載

監査の結果

第1 勸告

1. 準公金の適正な取り扱いについて（産業観光課・関係課）

令和7年度に発生した準公金の横領事案については、産業観光課（行為当時）に所属していた職員に対し、令和8年6月に懲戒免職処分が行われた。本事案は、町民の行政に対する信頼を著しく損なう極めて重大な不祥事であり、その影響は極めて大きい。

今回の事案は、準公金を取り扱う事務処理体制及び内部統制の不備に加え、職員の公務員倫理及びコンプライアンス意識の不足、管理監督者による確認不足や指導監督の不徹底など、組織全体の内部統制機能が十分に発揮されなかったことが大きな要因であると認められる。

また、職場においては、上司・部下・同僚間の相互確認や牽制機能が十分に機能せず、報告・連絡・相談・確認といった基本的な組織運営が徹底されていなかったことは看過できない。

これらは個人の問題にとどまらず、組織的な課題として真摯に受け止め、組織風土の改善に取り組む必要がある。

行政は町民の信頼の上に成り立つものであり、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての責任を改めて認識し、法令遵守及び高い倫理観を持って職務を遂行するとともに、管理監督者においては内部統制機能を十分に発揮し、不正の未然防止及び再発防止に万全を期されたい。

なお、準公金を取り扱う団体については、町の公金会計のような審査・確認を受ける仕組みがなく、現金等の管理が各団体に委ねられていることから、内部統制上のリスクが高い状況にある。この点については、平成30年度・令和元年度・令和2年度の定期監査結果報告書においても改善を求めたところであるが、今回同様の事案が発生したことを重く受け止める必要がある。

町においては既に再発防止策の検討が進められているところであるが、再発防止をより実効性のあるものとするため、特に次の事項について取り組まれない。

- 1 「準公金等取扱事務処理要領」を策定し、公金に準じた管理基準及び事務処理手順を明確にするとともに、全庁的な運用の徹底を図られたい。
- 2 預金通帳及び届出印については、相互牽制が機能する管理体制を構築し、同一担当部署のみで管理することのないよう、会計課等による保管を含めた厳格な管理体制を整備されたい。
- 3 準公金を取り扱う全ての団体について、定期的な実態調査及び内部監査を実施し、管理状況の確認及び改善指導を徹底されたい。
- 4 全職員を対象とした公務員倫理、コンプライアンス及び内部統制に関する研修を継続的に実施するとともに、管理監督者に対するマネジメント研修及び内部統制研修の充実を図られたい。
- 5 事務処理における相互確認及び複数人によるチェック体制を徹底し、不正を未然に防止できる組織体制の構築に努められたい。

今回の事案を一過性の問題として終わらせることなく、組織全体で内部統制及びコンプライアンス体制の抜本的な見直しを行い、町民からの信頼回復に向けて全力で取り組まれることを強く求める。

2. 事務処理の適正化について（都市整備課）

令和7年6月24日付で契約締結した「乙犬地区支障木伐採業務委託」において、本来町が負担すべきでない経費の支出が行われるとともに、伐採木の所有者に損害を生じさせる事案が発生した。

この件については、行政監査を次のとおり実施した。

行政監査の期間 令和7年9月～11月

町へ行政監査の結果について（報告） 令和7年11月17日

町から監査委員に対し措置状況の通知 令和8年 5月14日

町民への周知 ホームページに掲載 令和8年 6月 8日

第2 指 導

1. 議会と執行機関との意思疎通について（全庁）

オアシス篠栗温浴施設の廃止及び町民体育館の利用停止など、町民生活に大きな影響を及ぼす重要施策については、議会及び町民に対する情報提供や説明が十分であったとは認められず、政策決定の経緯や必要性に対する理解を得るための取組について改善が必要であると認められる。

地方自治制度は、首長及び議会議員を住民がそれぞれ直接選挙により選出する二元代表制を基本としており、議会は議決機関として、執行機関は行政執行を担う機関として、相互に牽制と協力のもと町政運営を行うことが求められている。

このため、重要施策や施設の廃止、組織改編等、町民生活に大きな影響を及ぼす案件については、政策形成の段階から議会に対し十分な情報提供及び説明を行い、相互理解を深めるとともに、町民に対しても政策決定の背景、目的、期待される効果及び課題について、分かりやすく丁寧な説明に努め、理解と納得を得ながら事業を進めることが重要である。

今後においては、議案審議とは別に、重要施策等について執行機関と議会が情報共有及び意見交換を行う機会を積極的に設け、日常的な意思疎通の充実を図られたい。

また、議会への十分な説明は、議決権を有する議会の機能を尊重するとともに、住民への説明責任を果たすための基本的な要件であることを改めて認識し、行政運営の透明性の向上及び議会との信頼関係の構築に努められたい。

2. 条例の専決処分について（総務課）

令和8年6月開催の第2回篠栗町議会定例会において、「篠栗町組織リデザイン室設置条例」の専決処分について、地方自治法第179条の規定に基づく議会の承認を求める議案が提出された。

条例の制定及び改廃は、地方自治法において議会の基本的かつ重要な権限とされており、首長による専決処分は、議会を招集する時間的余裕がないなど、真にやむを得ない場合に限り認められる例外的な制度である。

今回の内部組織に関する条例は、一見「内部の話」で軽く見られがちだが、行政組織の事務分掌を定めるだけでなく、行政運営における権限及び責任の所在並びに意思決定の仕組みを定めるものであり、町政運営の基本的な統治体制に関わる重要な条例である。

このため、その制定又は改廃については、議会の十分な審議を経ることが原則であり、専決処分の適用に当たっては、その必要性及び緊急性を十分に検討した上で、慎重に判断されたい。

また、専決処分を行う場合は、その必要性、緊急性及び議会の議決を経ることができなかった理由を明確に整理するとともに、意思決定の経過を適切に文書化し、監査及び事後検証に耐え得る文書管理を徹底されたい。

さらに、議会への説明に当たっては、専決処分を行った理由、その法的根拠及び町政運営への影響について十分な説明責任を果たし、議会との信頼関係の維持に努められたい。

なお、専決処分の判断基準については、内部運用基準の整備を検討するとともに、条例の制定及び改廃は議会の議決権に属する重要事項であることを十分認識し、専決処分は例外的な措置であるとの原則の下、議会制民主主義及び二元代表制の趣旨を尊重した適正な制度運用に努められたい。

3. 文書訓告の根拠規程の整備について（総務課）

地方公務員法第29条に規定する懲戒処分は、免職、停職、減給及び戒告の4種類に限られている。一方、「文書訓告」については、懲戒処分には至らない服務上の措置として多くの地方公共団体で運用されているものの、地方公務員法その他の関係法令に明文の規定はなく、本町においてもその位置付けや運用基準が明確に定められていない状況にある。

職員の非違行為に対する措置は、公平性、客観性及び透明性を確保するとともに、町民の行政に対する信頼を維持する観点から、明確な基準に基づき適正に運用されることが重要である。

このため、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分との区分を明確にするとともに、懲戒処分に至らない服務上の措置である訓告、嚴重注意及び口頭注意について、その適用基準、手続及び権限を明確にした根拠規程の整備を検討されたい。

なお、根拠規程の整備に当たっては、次に掲げる事項を明確にすることが望まれる。

- 1 懲戒処分に該当しない服務上の措置の種類及び位置付け
- 2 訓告、嚴重注意及び口頭注意の適用基準並びに対象となる非違行為の判断基準
- 3 措置の決定手続、決定権者及び記録の作成・保存方法
- 4 懲戒処分との関係及び運用上の区分

これらを明確にすることにより、職員の服務規律の保持及び不祥事の再発防止を図るとともに、公平かつ適正な制度運用及び町民から信頼される人事行政の確立に努められたい。

4. 篠栗町職員懲戒等審査委員会規則の見直しについて（総務課）

篠栗町職員懲戒等審査委員会規則では、委員会は副町長、教育長及び総務課長をもって組織することとされている。

職員の懲戒処分等に関する審査は、職員の身分に重大な影響を及ぼすとともに、町民の行政に対する信頼に直結する重要な手続であることから、公平性、客観性及び透明性を十分に確保した運営が求められる。

現在の委員会は内部職員のみで構成されていることから、審査の公正性及び透明性に対する町民の信頼を一層高めるため、必要に応じて外部有識者を委員又は意見聴取者として参画させるなど、委員会の運営体制の充実について検討されたい。

外部有識者については、弁護士、大学教員等の法学・行政学の研究者、人事労務又はコンプライアンスに精通した専門家など、専門的知見を有する者の活用が望まれる。

また、委員会の運営に当たっては、審査基準及び審査手続を明確にするとともに、懲戒審査制度が適正かつ公正に運用されることはもとより、職員の倫理意識の向上及び不祥事の未然防止に資する制度として機能するよう、継続的な見直しに努められたい。

5. 普通財産に係る土地の賃貸借契約等の適正な管理について（財産活用課）

普通財産に係る土地の賃貸借契約（無償貸付を含む。）については、契約期間が満了しているにもかかわらず、契約更新等の手続が行われないまま土地の使用が継続されている事例が認められた。

普通財産の貸付けは、契約に基づき適正に管理されるべきものであり、契約期間満了後も継続して使用を認める場合には、契約更新又は新たな契約を締結するなど、実態に即した適切な手続を行う必要がある。

契約更新を怠ることは、権利義務関係が不明確となるだけでなく、財産管理の適正性や公平性

を損なうおそれがあることから、契約期間及び更新時期を適切に管理する体制を整備することが重要である。

今後においては、契約台帳等により契約期間及び更新時期を適切に管理するとともに、契約満了前に更新の要否を確認し、必要な手続を確実に実施されたい。

また、普通財産全般について定期的に契約状況を点検し、賃貸借金額の定期的な見直し、契約内容と利用実態との整合性を確認するなど、適正な財産管理及び事務処理の徹底に努められたい。

内部統制とは、自治体が組織として健全かつ適正に業務を遂行し、住民サービスを安定的に提供するための仕組みである。

自治体の業務は、予算や公金の管理、契約、財産管理、個人情報の取り扱いなど、多岐にわたっている。そのため、職員個人の知識や経験だけに依存するのではなく、組織として事務上のリスクを把握し、あらかじめルールや確認体制を整備することが重要である。

内部統制は、単に不正や不祥事を防止するための仕組みではない。事務処理上のミスや不適正な処理を未然に防止するとともに、担当職員の異動や不在があっても、一定の水準で継続的に行政サービスを提供できる組織体制を構築することを目的としている。

地方公共団体における内部統制の主な目的は、次の4点に整理される。

① 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の手順や役割分担を明確にし、適切な確認及び情報共有を行うことで、事務の効率化及び業務の質の向上を図るものである。

地方自治法では、地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう求められている。限られた人員及び財源を有効に活用するためにも、特定の職員の経験や能力に過度に依存しない、組織的な事務処理体制を整備する必要がある。

② 財務情報等の信頼性の確保

予算及び決算をはじめとする財務情報は、議会及び町民が町政の状況を把握し、行政運営を評価するための重要な情報である。

適正な会計処理及び正確な情報の作成・公表を徹底することは、行政運営の透明性を高めるとともに、町民からの信頼を確保する上で重要である。

③ 法令等の遵守

自治体は、法令、条例、規則その他の関係規程に基づき、適正かつ公平に事務を執行しなければならない。

法令遵守は、単に規則に従うことにとどまらず、公務員としての倫理観及び規範意識を持ち、町民全体の奉仕者として責任ある行動を行うことも含まれる。職員一人ひとりが法令遵守の重要性を認識し、組織全体で共有することが求められる。

④ 資産の保全

自治体が保有する資産には、公金、不動産及び物品などの有形資産のほか、住民の個人情報や行政上の情報などの無形資産も含まれる。

これらの資産を不正使用、紛失、盗難及び情報漏えい等のリスクから守り、適正に管理することは、町民の財産及び権利を守るとともに、行政に対する信頼を維持するために不可欠である。

本町における内部統制制度の導入は、地方自治法の規定上、努力義務とされているが、事務事業におけるミスや不適正な事務処理を未然に防止し、町民から信頼される町政運営を実現するためには、全庁的かつ統一的なリスク管理体制の構築が重要である。

第3 意見

[共通事項]

1. 時間外勤務、年次有給休暇取得及び育児休暇取得の状況について

令和7年度における職員1人当たりの平均時間外勤務時間及び平均年次休暇取得日数を課ごとに示したものが、次の散布図である。

なお、管理職、派遣職員、途中退職者及び年度中の出勤日が1日に満たない休業者、退職者を除く職員121人分を集計している。

平均年休取得日数は、年間1人当たり約16.76日であり前年度と比較し約0.76日減少し、平均時間外勤務時間は、年間1人当たり88.24時間となり前年度と比較し18.81時間減少している。次頁表について、昨年度と比較すると全体的にD（望ましいエリア）に近づいている。

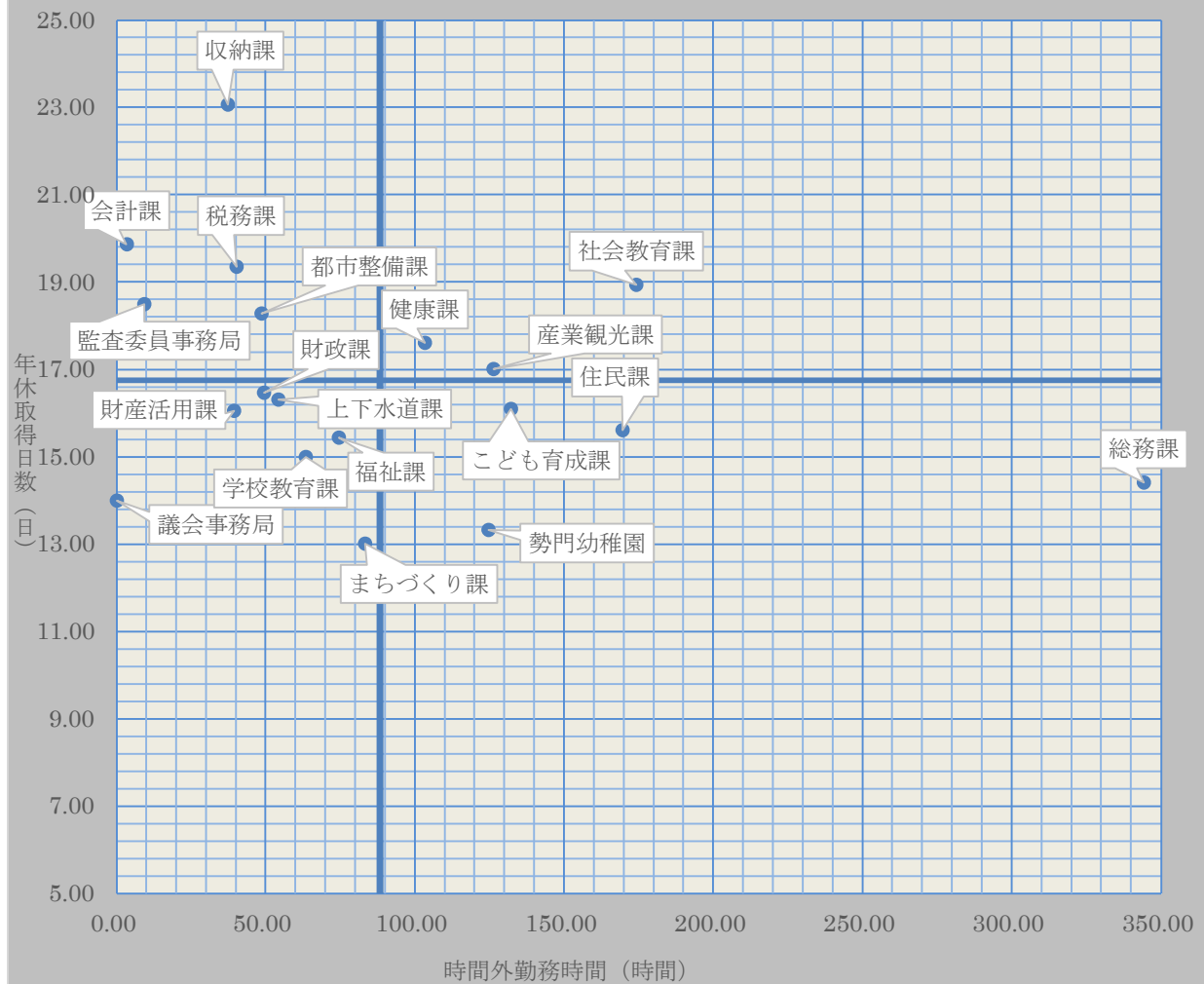
時間外勤務については、全体としてはおおむね平準化されているものの、所属間および職員間でばらつきが見受けられる。業務の性質上、やむを得ず恒常的に時間外勤務が発生する場合もあるが、長時間にわたる継続的な時間外勤務は、職員の健康面に悪影響を及ぼすだけでなく、疲労の蓄積による事務効率の低下や事故の発生なども懸念される。

このため、適正な人員配置の見直しに加え、各所属長においては、職員の健康管理や業務の進捗状況の把握に努めるとともに、日頃から時間外勤務の縮減を意識して業務を遂行し、職場の実情に応じた創意工夫による取組を積極的に講じるよう努められたい。

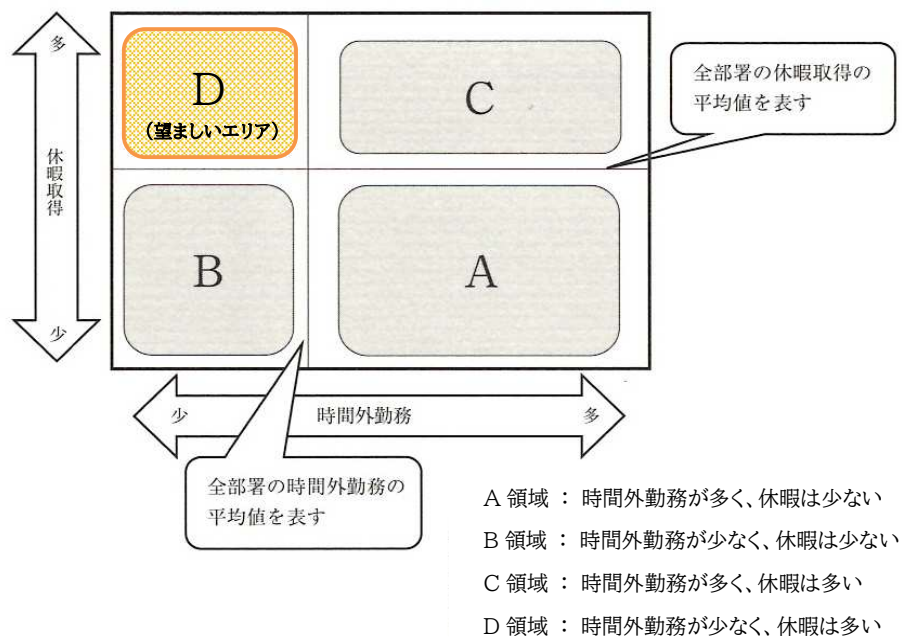
また、男性職員の育児休業取得については、近年、全国的に取得率が向上している。厚生労働省の発表によると、昨年度における民間企業での男性の育児休業取得率は50.9%となり、前年の40.5%から10.4ポイント上昇し、過去最高となる。

本町においても、男性職員の育児休業取得は、家庭との両立支援や職場全体の働き方改革の推進など、多くのメリットが期待される。取得率100%を目指せるよう、職場環境や制度の整備を一層進められたい。

年間平均1人当たり時間外勤務時間数・年休取得日数



※図の説明



2. 電子申請システム（LoGo フォーム）の活用推進について

令和8年3月末現在、電子申請システム（LoGo フォーム）を活用した行政手続は35件がオンライン化されている。

行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上を図るとともに、来庁機会の削減、事務処理の効率化及び行政サービスの向上に資する重要な取組であることから、今後も各課においてオンライン化が可能な手続を積極的に検討し、その拡充に努められたい。

また、規則又は要綱等において申請書等の様式が定められている手続については、電子申請システムによる入力及び提出を可能とするため、必要に応じて規則、要綱等の見直しを行い、電磁的方法による申請に対応できるよう制度の整備について検討されたい。

さらに、電子申請の導入後においても、利用状況や住民ニーズを継続的に検証するとともに、利用者にとって分かりやすい画面構成や案内の充実、職員への操作研修及び庁内の活用促進を図り、デジタル技術を活用した住民サービスの向上に努められたい。

〔対面での監査〕

1. 総務課

（1）認可地縁団体制度の周知及び活用の推進について

町内の行政区が保有又は管理する不動産については、代表者個人等の名義で登記されている事例が見受けられ、将来における相続その他の事情により権利関係が複雑化し、地域活動や財産管理に支障を生じるおそれがある。

実際に、町へ寄附される予定となっている旧上町公民館用地についても、個人名義で登記されていることから、所有権移転登記の一部が未了となっている事例が確認されている。

地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体制度及び同法第260条の47に規定する所有不動産の登記に関する特例制度を活用することにより、行政区名義で不動産を保有・登記することが可能となり、財産管理の適正化及び権利関係に関する紛争の未然防止を図ることができる。

現在、本町では8行政区が認可地縁団体として認可を受けているが、今後も制度の趣旨及び活用方法について行政区等への周知を一層推進するとともに、申請手続に関する相談体制の充実に努められたい。

また、令和3年の地方自治法改正により、不動産の保有又は保有予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に実施することを目的として法人格を取得することが可能となったことから、制度改正の内容についても積極的に周知し、認可地縁団体制度の活用促進を図られたい。

さらに、町においては、行政区が保有又は管理する土地・建物の登記状況を把握するとともに、個人名義となっている財産については、認可地縁団体制度の活用や名義整理に向けた助言・支援を行うなど、地域財産の適正な管理及び円滑な承継に努められたい。

（2）高齢者運転免許証自主返納支援事業の充実について

高齢者運転免許証自主返納支援事業については、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、1人1回に限り5,000円分の交通系ICカードを交付する支援が実施されている。

本事業は、高齢運転者による交通事故の防止を図るとともに、運転免許証返納後の移動手段

を確保し、高齢者が安心して生活できる地域づくりに寄与する重要な施策である。また、公共交通の利用促進や交通安全対策の推進にも資するものとして期待される。

一方で、高齢化の進展に伴い、運転免許証の自主返納者は今後も増加することが見込まれることから、事業の実効性をさらに高めるため、近隣自治体における支援内容や利用実績、事業効果等を十分検証した上で、支援内容の充実について検討されたい。

●支援実績

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
86人	65人	62人	72人	65人

●糟屋郡内運転免許返納支援事業

町名	事業内容	公共交通
篠栗町	交通系IC 5,000円	福祉バス
粕屋町	交通系IC 5,000円	オンデマンドバス
久山町	久山イコバス 乗車回数券10,000円	コミュニティバス
宇美町	のるーと宇美 運賃割引クーポン10,000円	オンデマンドバス
志免町	交通系IC 5,000円	オンデマンドバス
須恵町	交通系IC 40,000円／年 (75～85歳 毎年度申請)	コミュニティバス
新宮町	①マリンクス 回数券20,000円 ②交通系ICカード 15,000円 いずれか	コミュニティバス

(3) 防災対策の強化について

防災体制については、地域防災計画の見直しや災害対策本部の強化、指定避難所の運営体制の整備、防災行政無線やSNS等を活用した情報伝達手段の充実など、災害対応能力の向上に努められている。

(4) 自治会活動の活性化について

自治会加入率(世帯数)の低下や役員の担い手不足といった地域課題に対し、区長・行政区との意見交換や支援策の検討を進められており、引続き、地域コミュニティの維持・活性化に向けた取組を推進されたい。

(5) 包括連携協定の推進

包括連携協定については、企業・大学との連携を通じ、地域課題の解決や町民サービスの向上に取り組まれていることを評価できる。今後は協定締結にとどまらず、事業の成果検証を行い、より実効性の高い連携事業の推進を期待する。

(6) 業務量調査について

業務量調査については、各課の業務内容及び業務量を把握し、適正な人員配置や業務改善

に活用するための取組として実施されており、行政運営の効率化に資するものと評価する。

調査結果を参考に組織体制の見直しや業務の効率化、D Xの推進、職員の配置の適正化など改善につなげられたい。

また、時間外勤務の縮減や職員の負担軽減、業務の平準化などの課題についても継続的に検証を行い、調査結果を確実に反映されたい。

2. 財政課

(1) 財政状況を踏まえた事務事業の見直し（スクラップ）の推進について（全庁）

本町の財政指標は、現時点においておおむね健全な水準を維持しており、直ちに財政運営が行き詰まる状況にはないものと認められる。

一方、本町は地方税収入が相対的に少なく、財政運営における自主財源の確保が課題となっている。また、高齢化の進展等に伴い、扶助費をはじめとする社会保障関係経費は増加傾向にあり、今後も財政負担の増加が見込まれる。

さらに、人口が横ばい又は減少傾向で推移した場合には、地方税収入の大幅な増加は期待しにくく、地方交付税その他の外部財源への依存度が高まることも懸念される。加えて、物価及び人件費の上昇が継続した場合、既存の行政サービスを維持するための経費についても増加することが見込まれる。

このような状況が継続した場合、扶助費、公債費及び人件費等の義務的経費が財政を圧迫し、道路、公共施設等の整備に係る投資的経費や、本町独自の施策に充当できる財源の余地が縮小するおそれがある。

このため、将来にわたり持続可能で安定した財政運営を維持するためには、新たな事業を実施する際には、既存事業の廃止、縮小、統合又は再構築を併せて検討する、いわゆる「スクラップ・アンド・ビルド」の考え方を徹底し、限られた財源及び人員を重点的かつ効果的に配分する必要がある。

事業の見直しに当たっては、事業の必要性、有効性、効率性及び費用対効果を客観的に検証するとともに、事業開始時からの社会情勢、人口構成及び住民ニーズの変化を踏まえ、目的を達成した事業や効果が十分に認められない事業については、廃止又は縮小を含めた抜本的な見直しを行われたい。

また、事業の見直しは、単なる経費削減を目的とするものではなく、限られた経営資源を子育て支援、防災・減災、高齢者福祉等の優先度及び必要性の高い施策へ再配分し、行政サービスの質及び住民福祉の向上を図るための取組として推進されたい。

さらに、事業の廃止又は縮小に当たっては、利用者及び地域への影響を十分に把握し、必要に応じて代替サービスや経過措置を検討するとともに、事業見直しの必要性、判断基準及び期待される効果について、住民及び関係団体に対して丁寧かつ分かりやすい説明を行い、理解を得ながら進められたい。

なお、事業の評価に当たっては、短期的な経費削減額のみを重視するのではなく、事業の社会的効果、地域コミュニティへの影響及び将来にわたる財政負担等を総合的に評価し、持続可能な行政運営及び将来世代への負担軽減につながる実効性のある事務事業の見直しに努められたい。

今後においては、全庁的な事務事業評価を継続的に実施し、各事業の目的、成果及び費用対効果を明確にした上で、事業の廃止、縮小、統合及び再構築を計画的に進めるとともに、限られた財源及び人員を真に必要な施策へ重点的に配分し、健全で持続可能な財政運営に努められたい。

3. 財産活用課

(1) 普通財産の活用状況及び未利用地の状況について

公共施設の長期寿命化計画に基づく維持管理や、普通財産の貸付・未利用地の整理、公共施設整備に係る設計支援など、多岐にわたる業務を進められている。長年の懸案であった尾仲簡易住宅については、強制執行を実施し、車両、家財の処分や建物解体に向けた対応が進められていること、また、旧上町公民館跡地についても所有権移転に法的手続きを進めていることは評価する。

普通財産貸付については、契約更新や貸付料の見直し、貸付地の利用状況の確認などを定期的に実施し、公平性及び適正な財産管理に努められたい。

また、未利用地については、売却や貸付など有効活用を推進し、遊休財産の縮減に取り組まれたい。

(2) デジタル化の取組について

D X及び生成A Iについては、行政サービスの向上と業務効率化に資する取組として期待できるが、個人情報保護及び情報セキュリティ対策を十分に講じるとともに、導入効果を検証しながら適切な運用に努められたい。

今後も内部統制を強化し、町有財産の適正な管理と計画的な利活用を推進し、健全な財産運営に努められたい。

4. まちづくり課

(1) 北地区産業団地整備事業について

再変更覚書締結の内容に沿って、速やかに事業を遂行し、操業開始が実現されるよう努められたい。本事業は、固定資産税をはじめとする町財政に大きな効果をもたらすことから、再変更覚書どおり着実に推進されたい。

(2) 第7次篠栗町総合計画及び第3期篠栗まち・ひと・しごと創生総合戦略について

概ね計画に沿って推進されていると思われる。しかしながら少子化や人口減少などの社会情勢を踏まえ、成果指標の設定及び効果検証を充実されたい。

(3) 地域公共交通の新たなサービス導入について

高齢者や交通弱者の実態を十分に把握し、町民ニーズを反映した持続可能な事業運営に留意されたい。

5. 税務課

(1) 町民の確定申告代行事務について

従来の派遣方式から業務委託へ変更したことにより、対応が円滑かつ効率的に実施されていることを評価する。

(2) 町税収入について

町税収入は前年度と比較して増加しており、特に町民税及び固定資産税の増収が認められたことは、課税客体の適正な把握や徴収努力の成果とし評価できる。また、電子申告(e-Tax)の活用による事務の効率化や町県民税徴収の推進にも継続して取り組まれたい。

(3) 適正な課税事務について

固定資産税における新築家屋や大規模な増改築等の課税客体については、課税漏れが生じないように、建築確認情報や関係部署との情報共有を一層強化し、現地確認を含め適正な課税事務に努められたい。

6. 収納課

(1) 収納率向上に向けた取組

収納率は高い水準を維持しており、口座振替やキャッシュレス納付の推進など、収納向上に向けた取組は評価できる。今後も収納率の向上と不能欠損額の縮減に向け、適正かつ公平な滞納整理に努められたい。

コンビニ収納は住民の利便性向上に寄与している一方、支払い手数料は高額となっている。今後はコスト削減を図るため、口座振替やキャッシュレス収納の利用促進を進め、より経済的、効率的な運用に努められたい。

7. 住民課

(1) 特定健康診査受診率向上に向けた取組の評価及び見直しについて

国民健康保険法に基づく保健事業については、国の「国民健康保険保健事業実施指針」において、各事業の実施状況及び効果を毎年度評価し、その結果を踏まえて事業内容の見直しを行うことが求められている。

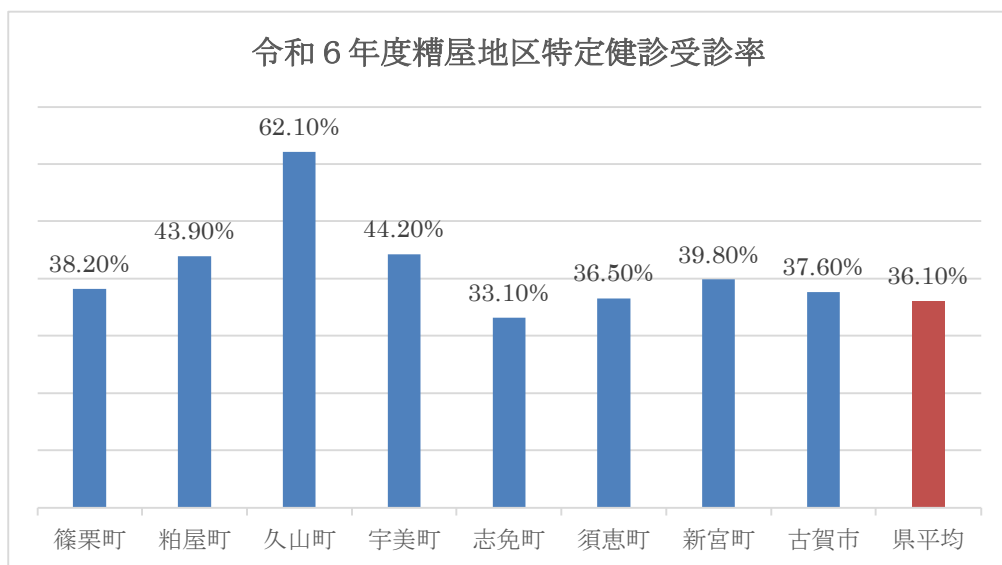
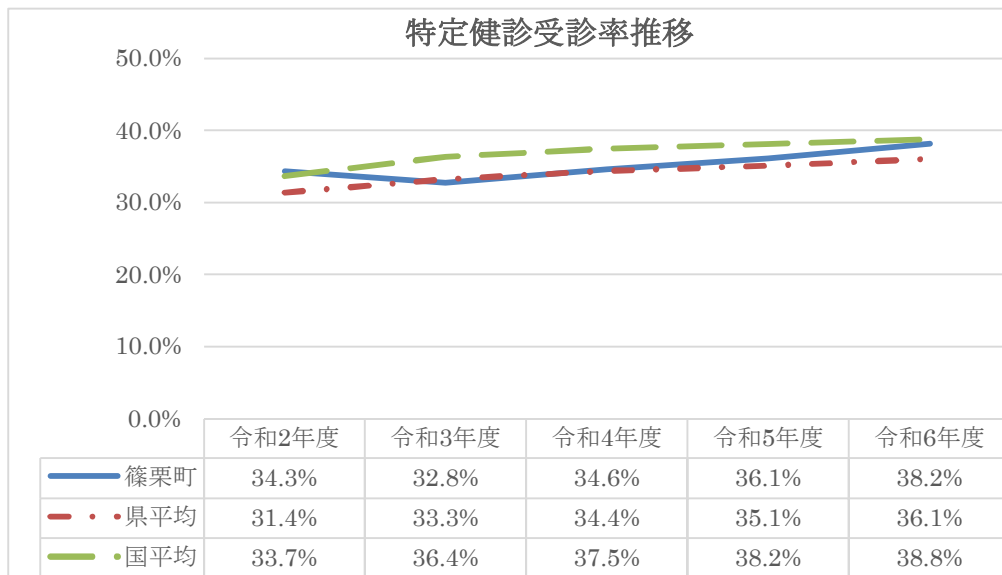
また、第4期特定健康診査・特定保健指導においては、アウトカム評価（事業効果の評価）の導入やICTの活用などにより、受診率の向上と効果的・効率的な事業実施が求められている。

本町においても、個別通知、電話による受診勧奨、インセンティブ事業及びICTを活用した予約システムなど、受診率向上に向けた様々な取組が実施されているところである。

今後においては、これらの取組について、通知対象者及び勧奨対象者の受診率、インセンティブ利用者の受診状況、オンライン予約の利用状況などを継続的に把握・分析し、それぞれの施策の効果を客観的に検証されたい。

その検証結果に基づき、費用対効果及び事業効果の高い施策へ重点的に資源を配分するなど、PDCAサイクルを適切に機能させ、特定健康診査受診率の一層の向上に努められたい。

また、受診率向上に当たっては、未受診者の年齢層や生活実態等の分析を行い、対象者の特性に応じた効果的な受診勧奨を実施するとともに、デジタル技術の活用などにより、受診しやすい環境づくりに取り組まれたい。



8. 産業観光課

(1) ふるさと納税事業の推進について

本町のふるさと納税事業については、寄附金額が目標の4億円に届かないのが現状である。ふるさと納税制度は、返礼品基準及び経費率の見直しが予定されていることから、法令などを遵守し適正な運営に努め増加を目指されたい。そして自主財源の確保に加え、本町の魅力や地域資源を全国に発信する重要な施策であることから、事業効果を十分に検証し、より戦略的な取組を推進する必要がある。

今後においては、事業の推進体制を強化するため、専門的な知識を有する職員の育成や担当体制の明確化を図るとともに、民間事業者との連携を含めた効果的な事業運営に努められたい。

また、寄附者のニーズや市場動向を踏まえ、ふるさと納税ポータルサイトの選定及び掲載内容を定期的に見直すとともに、返礼品の充実や情報発信の強化を図り、本町の魅力を積極的に発信されたい。

さらに、寄附金額、寄附件数、リピーター率等の成果指標（K P I）を設定し、委託業務に

については、委託料を含めた費用対効果について継続的に検証するなど、PDCAサイクルに基づく事業運営に努められたい。

加えて、寄附金の活用状況や事業成果について、ホームページ等を活用し分かりやすく公表するなど、寄附者に対する説明責任を果たすとともに、返礼品提供事業者に対して、品質管理や地場産品基準の適合状況を定期的に確認し、寄附者との継続的な関係づくり及び本町への信頼の向上に努められたい。

●篠栗町ふるさと寄附額等の推移

(単位：千円)

年度	寄附額【①】	町税流出額【②】	地方交付税算入額 ②×0.75 【③】	実質流出額【④】 ①＋③－②	経費【⑤】	実質流出額－経費 ④－⑤
令和3	125,938	40,271	30,203	115,870	62,454	53,416
令和4	242,180	92,575	69,431	219,036	120,956	98,080
令和5	150,830	109,474	82,106	123,462	75,242	48,220
令和6	200,707	127,457	95,593	168,843	99,593	69,250
令和7	330,989	146,888	110,166	294,267	164,761	129,506

●糟屋郡内ふるさと納税受入額及び受け入れ件数経年表

(単位：千円、件)

町名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
篠栗町	150,830	10,269	200,707	13,494	330,989	28,868
粕屋町	1,121,899	40,947	709,449	22,957	629,302	20,798
久山町	652,429	25,612	703,104	27,178	714,577	26,655
宇美町	359,614	21,990	342,331	21,879	1,762,117	150,900
志免町	346,404	22,910	402,363	29,233	454,382	31,930
須恵町	531,673	45,301	720,636	57,116	363,747	29,889
新宮町	4,879,796	429,673	3,757,479	298,651	2,724,257	217,199

(2) 森林セラピー事業について

参加者及びリピーター数の推移を把握しながら、町内経済への波及効果、宿泊利用を織り込み参加者の満足度の高い、事業となるよう努められたい。

(3) 観光交流拠点「339Re」について

新メニューの提供、外観整備など、観光拠点機能の強化に取り組んだ結果、来訪者が着実に増加している。また、令和8年度は駐車場整備により、更なる誘客効果を期待する。

篠栗町観光協会は町から補助金を受けて運営されているので、事業毎の費用対効果及び収益性を検証し、自律的かつ持続可能な経営体制の確立に向け、経営改善に一層取り組まれたい。

9. 都市整備課

(1) 道路、河川及び排水路について

道路、河川等は住民生活に直結する重要な基盤である。舗装修繕や維持補修については、計画的に実施されているものの、老朽化が年々増加していることから、緊急性及び危険度を十分に勘案し、優先順位を明確にした維持管理を実施されたい。

(2) 公園管理について

公園施設は老朽化が進んでいる場所も見受けられることから、安全点検及び遊具等の維持管理を継続し、事故防止に努められ利用者が安心して利用できる公園環境の整備に努められたい。

(3) 脱炭素政策について

(※1)

公共施設へのLED照明更新及びPPA事業については、電気料金の削減及び二酸化炭素排出量削減の効果が期待できる。今後も導入効果を検証し、費用対効果を十分に確認したうえで事業を推進されたい。

(※1) PPAとは、Power Purchase Agreementの略。PPA事業者が太陽光発電設備を設置し、町がそこで発電された電気を購入する電気購入契約のこと。

(4) 今後の都市計画について

土地区画整理事業については、地権者及び地域住民との十分な合意形成を図りながら、計画的かつ着実に進められたい。また、社会情勢や人口動向を踏まえ、必要に応じて事業計画の見直しについても検討されたい。

10. 上下水道課

(1) 第1浄水場の更新について

本事業は大規模事業であり、工期も長期間に及ぶことから、工程管理、事業費の適正管理、安全管理及び品質管理を徹底し、計画どおり事業が完了するよう努められたい。また、工事期間中においても安定給水に支障が生じないように十分留意されたい。

(2) 人員配置について

他町上下水道課と比較すると少人数体制の中で、業務が行われている。業務が特定の職員に集中しないよう業務の標準化を図るとともに、技術職員の育成に努められたい。

(3) 管路更新・耐震化事業について

老朽管の更新及び耐震化については、漏水防止や災害時の安定供水に直結する重要な事業である。限られた財源の中で、基幹管路や重要給水施設への管路、非耐震管及び漏水多発箇所等の優先順位を十分検証しながら、効率的かつ計画的に事業を推進されたい。

(4) 事業経営について

経営戦略では、現行料金を維持した場合、令和10年度に経常収支が赤字に転落し、その後も赤字が継続するとともに、令和24年度頃には内部留保資金が枯渇することが予想されている。

このため、料金改定を含めた収支改善策について早期に検討をすすめるとともに、健全で持続可能な事業経営に努められたい。

11. 社会教育課

(1) 施設活用について

クリエイト篠栗の利用者は、ホール棟改修工事の影響があるものの、他の棟でも前年度と比較して減少している。利用者のニーズの把握や施設利用促進策を講じるとともに、施設の稼働率向上に努められたい。

(2) 文化事業について

文化事業については、多様な事業が実施され、町民の文化振興に寄与していると思われる。今後は参加人数のみならず、参加者アンケート等で町民ニーズを反映した魅力ある文化事業の充実に努められたい。

(3) 地域コミュニティづくりについて

地域学校協働活動推進員配置により、地域と学校との連携が推進されていることは評価できる。今後も地域住民やボランティアの参加促進を図り、地域コミュニティの活性化に努められたい。

(4) 中学生海外派遣事業について

公益財団法人福岡県市町村振興協会助成金及び柳池フサエ教育地域振興基金を活用した子どもの中学生海外派遣事業は、生徒の見分を広め、国際感覚や海外への関心を育む有意義な事業として評価する。今後も財源が確保される限り、継続して実施されたい。

12. 議会事務局

特記すべき事項なし

13. 監査委員事務局

特記すべき事項なし

14. 幼稚園

(1) 幼稚園における職員の安定的な確保について（学校教育課）

幼稚園の職員確保については、派遣会社からの派遣職員に大きく依存している状況が見受けられる。また、派遣職員の交代が比較的短期間で行われる場合には、業務の引継ぎや職員間の連携に影響を及ぼすとともに、園児に対する継続的かつ安定した教育・保育の実施に支障を生じることが懸念される。

幼稚園においては、園児一人ひとりの状況を継続的に把握し、職員間で情報を共有しながら、安定した教育・保育を提供することが重要である。このため、必要な職員数を適切に確保するとともに、派遣職員への依存度を踏まえ、常勤職員等の計画的な採用及び職員の定着に向けた取組について検討されたい。

また、派遣職員を活用する場合においても、業務内容及び園児の状況に関する十分な引継ぎを行うとともに、職員間の情報共有及び研修体制を充実させ、職員の交代による教育・保育への影響を

最小限に抑えるよう努められたい。

今後においては、将来的な園児数の推移及び必要な職員配置を見据えた人員計画を策定するとともに、安定的な職員確保及び教育の質の維持・向上に努められたい。

15. 中学校

(1) 体制の拡充と配置の最適化

不登校生徒、不登校兆候生徒が増加傾向にある。不登校の未然防止及び早期対応に努めるとともに、保護者や関係機関との連携を一層強化されたい。

また、特別支援教育については、支援体制の充実を図るため必要な人的支援体制に努められたい。

〔書面での監査〕

本年度は、監査事務の効率化及び担当課の負担軽減を図るため、対面での監査と書面での監査を並行して実施した。

福祉課、こども育成課、学校教育課〔篠栗小学校（萩尾分校）・勢門小学校・北勢門小学校〕、会計課、健康課については、書面での監査とした。

概ね適正に業務は、遂行されていた。

以下については、今後の重要な行政課題となるため、ヒアリングを実施し、意見として記載している。

1. 健康課（一部ヒアリング実施）

(1) 総合保健福祉センターの改修について

基本構想・基本計画策定業務の委託契約を締結し、施設の現況調査を実施しながら、改修方針の検討が進められていることを確認した。

今後は、多額の事業費が見込まれることから、改修内容、事業費、財源計画及び事業効果を十分に精査するとともに、利用者のニーズや施設の将来的な維持管理を踏まえた計画となるよう努められたい。

なお、事業の進捗状況については、適切な時期に町民及び議会へ情報提供を行われたい。